

新座市キャッシュレス決済ポイント還元事業(第4弾)業務委託に係る質問回答書

No.	質問内容	回答
1	委託料限度額の130,000,000円のうち換金分105,000,000円(不課税)について、キャンペーン期間中に換金分を超えた申し込みがあった場合、その分の支払いに関しては市役所様のほうでご負担いただけるのでしょうか。	換金費用については、105,000,000円を超えたとしても、全て本市で負担させていただきます。 ただし、仕様書5(5)のとおり、予算執行状況から、委託事業者にキャンペーン期間の早期終了対応の御指示をさせていただく可能性があります。
2	企画提案書(様式3)について、A4判用紙30枚以内とございますが、両面・片面どちらになりますか。又、縦横指定はございますか。	両面・片面どちらでも可能です。紙の枚数として30枚以内としてください。また、縦横の指定はありません。
3	実施要領3業務概要(5)について、還元金額により事務手数料が変動する決済事業者がございますが、換金分105,000,000円の各社内訳想定額をご教示頂くことは可能でしょうか。	できません。各社の内訳も含めて貴社で御検討いただき、御提案ください。
4	今回第4弾ということで昨年第3弾実施の際の以下内容についてお伺いしたく存じます。 ・換金分実績 ・PRツールの種類とそれぞれの作成数量 ・コールセンターの稼働日程と回線設置数、受電数の実績 ・参加店舗数	いただきました第3弾実績に関する御質問のうち、次の内容のみ回答いたします。なお、この御質問の内容は、今回の評価に関わるものとなりますので、第3弾の実績にとらわれずに御提案ください。 【第3弾の実績(一部)】 ・換金分実績 77,483,543円(キャンペーン期間:令和6年9月1日～9月30日) ・PRツールの種類(一部のみ回答) PRチラシ、ポスター、対象店舗で掲示する物 など ・上記の作成数量(一部のみ回答) 対象店舗で掲示する物については、1,100セット作成 ・コールセンターの稼働日程 令和6年7月16日～10月31日のうち、85日間
5	業務仕様書4.基本事項(2)キャンペーンの概要の対象店舗について、「大店立地法に則り1,000平方メートル以内の店舗であること」とありますが上記店舗のリストをいただくことは可能でしょうか。	埼玉県ホームページから本市の大規模小売店舗名簿を確認することができます。